

独立行政法人情報通信研究機構映像センサー使用大規模実証実験検討委員会（第3回）  
議事録

1. 開催年月日：平成26年7月18日（金）

2. 出席者（敬称略）

菊池委員長、石井委員、小林委員、鈴木委員、高木委員

3. 案件（議事）

- （1）開会
- （2）前回委員会での指摘事項について
- （3）大綱の観点からの整理について
- （4）論点整理について
- （5）その他
- （6）閉会

4. 配布資料

- 資料3-1 前回委員会での指摘事項について
- 資料3-1-1 実験の実施内容に関するアップデート
- 資料3-1-2 情報提供先のデータ利用について（案）
- 資料3-1-3 実験で取得する情報
- 資料3-2 パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱の観点からの整理について（案）
- 資料3-3 論点整理案（たたき案）

- 参考資料3-1 大規模複合施設におけるICT技術の利用実証実験  
（第2回映像センサー使用大規模実証実験検討委員会 参考資料2-1）
- 参考資料3-2 パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱  
（平成26年6月24日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）

5. 議事概要

（1）実験の実施内容に関するアップデートについて

事務局より資料3-1-1の説明が行われたのち、次の質疑があった。

（菊池委員長）抽出点を画像化した例を見たところ、人が目視で個人を特定することが非常に難しいだろうことを確認した。逆に、このレベルの情報で性別や年代の属性を判断できるのか。

- (事務局) 機械処理で属性の判別を行うことができる。
- (高木委員) 資料の例では静止画 1 枚だが、動画の場合は、さらに情報量が増えるのではないか。
- (事務局) 1 台のカメラの画角内で撮影された複数枚の画像のうち、最も良い情報が得られた 1 枚を採用するアルゴリズムであるため、情報量が増えるということはない。フレーム数は 5FPS(Frames Per Second)~10FPS である。
- (菊池委員長) フレーム数が 10FPS ならば、10 秒間で 100 枚の画像の中から最も良い画像を抽出することを理解した。
- (高木委員) 資料にある Work-ID の生存期間のグレーのバーの期間は、100 枚の画像が存在して、送信する際は、最も良い画像を 1 枚送っているということか。
- (事務局) そのとおりである。
- (鈴木委員) 資料で提供されているデータは不可逆としてよいか。
- (菊池委員長) 不可逆といってよい。
- (高木委員) 不可逆の言葉の使い方に注意しなければならないが、ここで言う不可逆とは、元の画像に戻らないという意味の不可逆であると理解した。
- (高木委員) ステップ 1 実験で、外部委託業者の説明を加えたのは、議論に何か関連があるということで追加したのか。
- (事務局) 実験実施の際の作業分担を明確にする意味で、今回、本資料に加えた。
- (菊池委員長) 委託はするが、第三者提供ではないということによいか。
- (事務局) 作業の委託であり、第三者提供ではない。

## (2) 情報提供先のデータ利用について (案)

- 事務局より資料 3-1-2 の説明が行われたのち、次の質疑があった。
- (高木委員) 論点が 2 つあると思う。一つ目は、提供情報が統計情報なので、独立行政法人個人情報保護法第 9 条 2 項 4 号の例外規定を考慮する必要はない、という確認である。
- (高木委員) 2 点目は、データの取得に関して問題がなければ、人流統計情報の第三者提供は覚書案のとおりで問題はないが、データ取得に問題があり、それが研究目的という理由で許される場合に、その研究の副産物が個人情報でないとしても、研究目的外の利用で、例えば、営利目的のために、提供するのはいくつか考える。
- (菊池委員長) 検討中の利用目的は、営利目的とか他の目的で利用しないように制限されている。
- (高木委員) 営利目的がいけないのか、そもそも研究目的以外の利用がいけないのか検討する必要がある。営利目的でないにしろ、取得が研究目的ということで許されたとして、その成果物を災害時の安全対策の目的のために、自ら活用することが良いかどうかを検討する必要がある。

(菊池委員長) 研究目的であれば何でもよいということにはならないと考える。ご意見として承り、後ほど議論したい。

(3) 実験で取得する情報について

事務局より資料3-1-3の説明が行われたのち、次の質疑があった。

(高木委員) 法人文書の該当性の判断条件は何か。

(事務局) 保持時間が短いこと、一時的に生成される情報であること、アクセス主体が人でないことの3条件から判断した。

(鈴木委員) コンピュータは主体になりえない。コンピュータの自動処理では有るが、人が管理しているというニュアンスである。

(石井委員) 法人文書は組織的に利用され、共同で使用される文書で、保有される文書である。

(鈴木委員) 本件の場合、取得はしているが保有していないという理解か。

(小林委員) そういう理解になると思われる。

(菊池委員長) 前回指摘事項の4項目目の情報へのアクセス主体の違いによる解釈について(コンピュータ上の処理プロセスと人の違い)の議論とあわせて議論を進めたい。

(小林委員) 提言の議論のなかで、必要に応じて議論してはどうか。

(高木委員) 法人文書の保有、組織的利用の議論で整理できるのではないかと考える。

(小林委員) 文書を前提とする法令の考え方が、電子媒体には当てはまらなくなっている。

(鈴木委員) 従来、個人情報保護法と情報公開法はペアで考えられてきたが、法改正の議論に当たっては、情報公開法との関係に引っ張られることなく、個人情報保護の観点から国際的な議論をより重視して検討されるべきという立場で意見を述べてきた。現行法の解釈を基礎としつつも今後の立法の動向も見据える必要がある。

(高木委員) ステップ2実験で、③～⑤は時間や週の時間単位で保持され、保持時間の観点から言えば、①、②は保有していないが、③～⑤は保有していると言えるのではないか。

(鈴木委員) 著作権法で、瞬間的・過渡的にコピーされる場合の議論があるがやや似ているところがある。物理的にはコピーしていても、法的評価はまた別である。

(高木委員) 瞬間的には存在するけれども、何ら活用されないで消えていく情報は保有していないということではよいのではないか。次の処理段階で利用される情報は保有していると言えるのではないか。

(鈴木委員) 秒単位の瞬間的・過渡的な情報は、人間が関与できないので、文書としてみなさなくてもよいが、数時間、日、週の単位の情報は人間が関与できるので、

文書とみなすことができる。その意味で、①、②は一つの類型で、③～⑤は、秒単位の情報とは質的に異なるといっているかもしれない。

(小林委員) 保有個人情報に当たらないけれども、同レベルの処置を講じようされているので、保有個人情報かどうか結論に影響を与えないから、議論を掘り下げることの意味がないのではないか。

(高木委員) 実証実験が許される場合の理由を明確にすることが重要であり、結論が変わらなくてもどのように課題を整理したかを残すことが重要であるとする。

(鈴木委員) 法人文書の有無の議論は、保有個人情報の理由づけとしてきちんと整理することか。

(小林委員) 保有性の解釈として、保有しているがいつの時点なのかについて解釈が必要である。

(小林委員) 「保有していた」ではなく、「保有している」という前提だから、保有していて、今はないということであれば法人文書ではない。だから、保有の条件には当たらない。が、保有個人情報に当たらなくても法令と同レベルの措置をするのだから、本件に関しては、これ以上の議論は必要ないのではないか。

(高木委員) 現状の独立行政法人等個人情報保護法がこのままでよいかという議論も含む。今日的な現状で紙文書を想定した現行法に問題はないかという問題提起も必要である。

(鈴木委員) 行政機関や独立行政法人等などの公的部門の法制度を見直すべきであると提言していきたい。

(菊池委員長) 提言をまとめるにあたって準備をお願いしたい。

(菊池委員長) 法人文書への該当性について、住民票の様に長期にわたって組織的に利用することを前提とする従来の概念からすると集計用IDや特徴量情報は法人文書に当たらないと考える。法の不備という問題点があることを認識している。

(高木委員) ②の Work-ID は、画角内を移動する人影に付される識別子であり、人影を画角内で追っているだけであることから、個人を識別していないとの解釈もできる。また、③、④、⑤の情報は、その場にいる個人を識別するために用いられる情報であるが、その情報自体それのみから特定の個人を識別できるかというときできないという意味で個人情報でないとの解釈もあり得る。

(菊池委員長) その意味では、両論併記で、③、④、⑤は、個人情報の該当性について「○／× (○ or ×)」とする。

(高木委員) ②は個人情報でないということによいか。

(石井委員) 2人から識別性が出てくるので、識別性がある情報といえる。

(菊池委員長) ②の Work-ID も、両論併記で、「○／× (○ or ×)」とする。③、④、⑤の記述の変更もあわせて、次回委員会に事務局から修正版の資料を提出する。

(4) パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱の観点からの整理について (案)  
事務局より資料3-2の説明が行われたのち、次の質疑があった。

(高木委員) 本資料の論点1で、実験で取得する情報の②～⑤が先の議論で○と解釈する場合は、大綱にある「身体的な特性に関するもの等」の「等」に当てはまる余地があるという整理だと思う。

(菊池委員長) 特徴量情報は、生体情報でよいか。

(高木委員) 生体情報は、①認証のために利用される情報と、②トラッキングのために利用される情報の2つの意味合いがあるが。

(菊池委員長) 後者のトラッキングの意味で、生体情報であると思う。

(高木委員) トラッキングという意味では、集計用IDや移動経路情報も○になると考えられる。

(高木委員) 論点2で、前半部分の「統計情報であり、(中略)本項の事項には該当しない」は、そのとおりである。後半のオプトアウトは、現行法で求められていない取得の制限にからむ部分である。

(菊池委員長) 市民団体等からクレームが出ているのは、心理的なものの一つに、オプトアウトできないために実験に参加させられてしまい、顔解析や年齢等が推定されてしまうことへの抵抗感があるということを理解する必要がある。

(高木委員) 大綱のⅢ章(基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取り組みの活用)の1(3)(個人情報の取扱いに関する見直し)の①の内容は取得の際の手続きを見直すとの内容とも捉えられる。利用者の取得に対する不安に対処する内容でもあり、オプトアウトやあるいは本人同意をとらなければならないなどの対策が必要になるかもしれない。これを、論点3として整理したほうがよい。

(鈴木委員) 今後の法改正に当たっては、取得-利用-提供に本人同意原則を貫くことが、国際的な情報提供の交渉に当たっても重要である。ただし、その中で例外規定を丹念に作りこんでいく必要がある。また、「取得の制限」に関する義務が手薄である。このことは、本件のような監視カメラや顔認証システムといった事例の問題点を示すことで説得的に展開できる。具体的には、取得に際して本人に対してオプトアウト手続の機会を提供するといったことが考えられるが、技術的に可能かどうかを整理しておきたい。

(高木委員) また、論点1の保護施策として、セキュリティ対策だけでなく、取得段階のオプトアウトや、第三者提供するデータを特定性を低減した情報に加工することも該当すると思う。

(鈴木委員) 先の個人情報の○/×の議論は、識別非特定情報である、いわゆる準個人情報の議論に関連する議論である。

(高木委員) パーソナルデータに関する検討会の技術検討ワーキンググループでの準個人

情報の概念整理結果を受けて、資料3-1-3に準個人情報に該当するかどうかの情報を入れているかどうか。

(菊池委員長) 情報を付加しないほうが良いと思う。また、資料3-1-3をそのまま提言に含めることは考えていない。対応の仕方については検討とする。オプトアウト手法は技術的にはこの事務局案の方法位しかないのではないかと。

#### (5) 論点整理案(たたき案)について

事務局より資料3-3の説明が行われたのち、次の質疑があった。

(鈴木委員) 資料の肖像権の取得の論点2の違法性阻却事由の整理に間違いはないか。

(小林委員) 民法での不法行為の違法性阻却事由は、あいまいな概念で、そのまま文章にすると間違っていると思われる。違法性阻却事由は刑法と民法で異なり、刑法では、構成要件に該当し形式的に違法である場合に、違法性が阻却される際に違法性阻却事由という言い方をするが、正当防衛や緊急避難などが相当する。民法の場合はあまり使われないが、本件の場合には、正当行為、あるいは、正当業務行為に当たるかどうかという判断になる。一般的には、権利侵害がないという認定をしてその中に実質的な違法判断をして、不法行為はないとしている判例の方が多いのではないかと思う。

(石井委員) 論点2に記載されている、被撮影者の社会的地位や活動内容等6項目は違法性の判断として挙げられており、これらの項目は判例で示されている。

(石井委員) 判例上は、権利侵害はあるが、違法性はないという言い方もあるが、違法性阻却という言葉を使用している場合もある。

(菊池委員長) この案件以降に、研究者が判断する際の判断基準を明確にすることが重要であり、その内容を提言に盛り込みたいと考える。また、事務局から提示された資料を基に検討した結果、本実証実験は進めてよいと考えるがいかがか。

(高木委員) 不同意。学術研究であることを理由にすれすれ認められる事案と考える。そのため、提供する統計情報についても研究の一部として、防災に利用できることを検証するところまで実施するために提供するのであればよいが、それ以外の利用がないことの保証がなければ、実施を認めないという意見である。

(鈴木委員) 整理としては、法的な観点からの具体的な見解と一般的な提言の2つが必要であり、前者が前提となって提言があるという形になると思う。後者に関しては、研究目的における取扱いについての掘り下げが必要であり、民間の研究機関が学問の自由に含まれるかどうかなども含めた議論が必要である。また、やっとなこと判断基準なども後者に含まれる。

(小林委員) 形式論として、今回の実証実験が違法かどうかを、まず判断する必要がある。

(石井委員) 肖像権の背景として憲法13条があるように、研究の自由の背景に憲法上の学問の自由があるという論理構成をとった方が良いのではないかと。

(小林委員) 肖像権では民と民との話はあるが、学問の自由について、憲法での学問の自由は公と民の議論であって、民と民ではないので、学問の自由を持ち出すのは違和感がある。

(鈴木委員) 研究目的での取扱いのルールを検討するにあたって、その背景となる学問の自由の考え方を確認しておく必要があるのではないか。

(高木委員) 資料 3-1-3 の⑥に「k - 匿名化を前提」とあるが、その加工方法は非個人情報とするために十分な加工方法なのか。パーソナルデータに関する検討会技術検討ワーキンググループの中間報告（平成 26 年 5 月）では、個人特定性低減データへの加工について、一律の基準を示すことは困難としている。議論を進めるには、人流統計情報がどのようなデータかの情報が必要である。

(菊池委員長) 提言へのまとめ方としては、①個別事案としての法的観点から違法性の判断を書いた文書を作成する、②提言に盛り込むべきことを次回委員会までに各委員にお考え頂きたい。そのうえで次回委員会で議論したい。

以 上